

## 公営住宅等整備基準の規定に基づき定める要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市営住宅条例第3条に規定する整備基準について必要な事項を定める。

### (地域材の利用)

第2条 公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号。以下「整備基準」という。)第2条の趣旨に鑑み、公営住宅等の整備において木材を使用する場合は、産地が浜松市である木材(以下「地域材」という。)の活用を図るものとする。

2 3階建以下の公営住宅の供給に当たっては、法令により木材を使用できない場合を除き、地域材を使用した木造住宅に努めるものとする。

### (措置)

第3条 整備基準第8条第2項の措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たすものとする。ただし、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすものとする。

2 整備基準第8条第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ dの基準)及び評価方法第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たすものとする。

3 整備基準第8条第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たすものとする。

4 整備基準第8条第5項の措置は、住宅の給水、排水、及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たすものとする。

5 整備基準第9条第3項の措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イの特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たすものとする。

6 整備基準第10条の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすものとする。

7 整備基準第11条の措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年12月14日から適用する